

瀬戸市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第21号

瀬戸市会計規則の一部を改正する規則

瀬戸市会計規則（昭和29年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(納入済通知の受理及び整理) 第8条 <省略> 2 <省略> 3 各課等の長は、株式会社ゆうちょ銀行から領収済通知書、振替受払通知票及び振替公金払込高通知書の送付を受けたときは、会計管理者に通知し、領収済通知書を添えて指定金融機関の本店に払い込まなければならない。 (資金前渡) 第15条 <省略> 2 前項の規定にかかわらず前渡金管理者は、次に掲げる場合は、 <u>支払</u> を会計課長に委任するものとする。 (1)及び(2) <省略> (3) 指定金融機関の本店又は指定代理金融機関の瀬戸支店で支払う場合 (4) 前3号に掲げるもののほかこれらに準ずる <u>支払</u> 第27条 <u>削除</u>	(納入済通知の受理及び整理) 第8条 <省略> 2 <省略> 3 各課等の長は、株式会社ゆうちょ銀行から領収済通知書、振替受払通知票及び振替公金払込高通知書の送付を受けたときは、会計管理者に通知し、領収済通知書を添えて指定金融機関の瀬戸支店に払い込まなければならない。 (資金前渡) 第15条 <省略> 2 前項の規定にかかわらず前渡金管理者は、次に掲げる場合は、 <u>支払い</u> を会計課長に委任するものとする。 (1)及び(2) <省略> (3) 指定金融機関の瀬戸支店又は指定代理金融機関の本店で支払う場合 (4) 前3号に掲げるもののほかこれらに準ずる <u>支払い</u> <u>(共通物品の交付手続)</u> 第27条 <u>物品取扱主任等は、共通物品（使用頻</u>

度の高い事務用消耗品で、市長が別に定めるものをいう。以下同じ。)の交付を受けようとするときは物品出納員に請求しなければならない。

2 物品出納員は、前項の請求を受けたときはこれを審査し、直ちに購入手続きを行って交付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条及び第 15 条の改正規定は平成 27 年 7 月 1 日から施行する。